

事務連絡
令和5年2月1日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録等を円滑に行うためのダイレクトメール発送に関する会員への周知について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

先般、「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイト仮ID・アカウントの再発行に関する会員への周知について（協力依頼）」（令和4年8月5日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、医療機関等向けポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの発送を行ったところです。

「医療機関等向けポータルサイト」（以下、ポータルサイトという。）では、オンライン資格確認や電子処方箋等に関する情報発信、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きの受付を行っております。

本年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されること、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることが、昨年12月23日中央社会保健医療協議会において答申されました。これを受けて、本年1月17日に改正省令が公布され、経過措置対象となる保険医療機関・薬局は、本年3月31日までに、原則としてポータルサイトから事前届出を行っていただくこととしております。そのため、猶予届出書の提出には、ポータルサイトのアカウント登録が必要となります。

このことから、下記のとおり、

- ・ ポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの再発送（別添1参照）と、
- ・ ポータルサイトのアカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等に対してダイレクトメールの発送（別添2参照）

を行うこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、送付されたダイレクトメールをご確認いただき、ポータルサイトにアカウント登録等を行うことについてご案内いただきたく、お願い申し上げます。

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの早期導入に向けて、引き続きご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 昨年8月にダイレクトメールを発送した医療機関等のうち未だアカウント登録していない医療機関等への再発送

ポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) のアカウント登録を円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを再発送します（令和5年2月3日付を予定）。

社会保険診療報酬支払基金本部にて仮ID及びパスワードを発行しており、アカウントを登録する際には医療機関等の名称や開設者氏名等の必要な情報が自動表示されるようにしており、入力作業を簡素化しておりますので、ご活用下さい。

2 アカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等へのダイレクトメールの発送

新設医療機関等のポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) へのアカウント登録や、過去に旧医療機関コード等でポータルサイトのアカウント登録をしている医療機関等が承継手続きを円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを発送します（令和5年2月3日付を予定）。